

「焼津市自治基本条例を考える市民会議 素案（案）」 25.03.26

市民会議 素案（案）（3月17日）	市民会議意見（3月17日、後日意見）	市民会議 素案（最終）
<p>・市民がそのまま読んでおおむね理解できる文章の書き方・内容を目指す。 ・わかりやすいようにあえて箇条書き。法律用語(表現)は極力避ける。 ・補足説明(解説)は最低限で済むように、内容についてこれからもしっかり議論し、つくり込むという意味でも、置き換えがまったく不可能な用語を除き、行政・法律用語は避ける。 ・箇条書きの方が市民も意見を言いやすい。 ・副読本を書く感覚で。 ・ただし、行政が「条例」にする時に、乖離しないようにしたい。</p> <p style="text-align: center;">ボックス内は、基本的に3/3案の補足説明等</p> <p>前文（後日）</p> <p>・いわゆる「前文」の案はいらないと思うが、例えば第2期P1の集まりで最初に話すようなことを冒頭に書く必要がある。 ・この素案はどういうもので、そこに私たちのどんな思いを込めているかなど。</p> <p>・目的と基本理念の部分の全体像がわかるようなことをまとめて書く ・「自治基本条例」としての前文となるように。</p> <p>アンダーラインは3/3版からの修正箇所</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>（焼津市で自治基本条例をつくる目的） 私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。</p> <p>(1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を、焼津市のまちづくりの制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。 (2) 市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。 (3) 市民が議会、行政に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を発揮し合うこと。 (4) 大規模な地震・津波等の災害に直面したときに、市民が生命を守るように、地縁による地域コミュニティや目的によるコミュニティ（NPO等）を核とした市民社会を切り拓いていくこと。 (5) これらのこと〔(2)から(4)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね（＝実質的な保障）により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。</p> <p>・「市民」の捉え方を、【イメージ図】の考え方とするならば、自治や市政、まちづくりへの関わり方（権利性(権能)・責務性)の仕分けのために、「自治〔まちづくり〕の主体」と「自治〔まちづくり〕の担い手」などを定義する(関係主体のグルーピング、主語の一括化)という手はあるが、現状、この案の中でそれを区分すべき項目がないので、とりあえず、「市民」一つにまとめた。</p>	<p>ボックス内は、ファシリテーター、庁内プロジェクトチーム及び事務局意見等</p> <p>第19回市民会議でのまとめの方向性など</p> <p>・「私たち」とは、誰を指した文言か。</p> <p>・「市」を「行政」に表現を変えているが、「行政」には志太広域組合なども含まれるのでは。焼津市が作る条例で、他の行政機関にしぼりを加えても問題ないのか。</p> <p>・「行政」という言葉が気になる。行政は県・国も行政をしています。どこかで、この条文の中で「行政」は「焼津市」であることを説明する必要性を感じました。</p> <p>「市」「行政」「市役所」の話は、市民というよりは、むしろ行政(元)関係者が「行政」と言うということだとようやく理解（市民からは疑問は出ない）。行政関係者が分かるようにするには？という解決策が必要？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「行政」は「市役所」に置き換えてみる</p> <p>・(4)「切り拓いていくこと」→具体的なイメージは何でしょう？</p>	<p>前文（後日）</p> <p>・いわゆる「前文」の案はいらないと思うが、例えば第2期P1の集まりで最初に話すようなことを冒頭に書く必要がある。 ・この素案はどういうもので、そこに私たちのどんな思いを込めているかなど。</p> <p>・目的と基本理念の部分の全体像がわかるようなことをまとめて書く ・「自治基本条例」としての前文となるように。(3/17案補足説明)</p> <p>アンダーラインは3/17版からの修正箇所</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>（焼津市で自治基本条例をつくる目的） 私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。</p> <p>(1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を、焼津市のまちづくりの制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。 (2) 市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。 (3) 市民が議会、市役所に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を発揮し合うこと。 (4) 大規模な地震・津波等の災害に直面したときに、市民が生命を守るように、地縁による地域コミュニティや目的によるコミュニティ（NPO等）を核とした市民社会を切り拓いていくこと。 (5) これらのこと〔(2)から(4)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね（＝実質的な保障）により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。</p> <p>・「私たち」・・・市民、議会、市役所のみんなでということを表している。市民一人一人が、自分が含まれていることが意識できるように考えた。</p> <p>（4）「切り拓く」・・・現状は真の「市民社会」となっていないとの認識のもと、単に「市民社会を創る」という表現でなく、より強い意志として使用した。「将来を切り拓く」、「新しい時代を切り拓く」というようなイメージ。</p>

(焼津市のまちづくりの進め方)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
- (1) まちづくりの主体は市民であり、まちづくりに関する意思決定にあたっては、市民同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
- (2) 行政は、自らが市民にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を市民が解決していく力が高まるように市民のまちづくりの活動を支援するとともに協働して取り組みます。

・「まちづくり」という言葉自体、とらえ方も多様であると考えられるため、その説明が必要ではないか。
 (例) 地域において、市民(事業者)、議会、市が当事者として、地域社会の課題、市民の暮らしの課題を解決し、まちの魅力と活力を高める持続的な活動

(焼津市が目指すまちの姿)

- 1 市民、議会、行政は、以下の理想を目指して連携・協力し、みんなで「焼津を愛せる」まちづくりを進めていきます。
- (1) 市民がつながり、連携して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしいまちづくりを行います。
- (2) 自然との共生を図り、資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するようにまちづくりを行います。
- (3) 第三の被爆したまち(船)として、平和を尊び、市民が学習し、平和を世界に発信するまちづくりを行います。
- (4) 他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるようにまちづくりを行います。
- (5) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまちづくりを行います。

(目指すまちの姿(1.5歩案))
 (1) 世代を超えた人と人の「つながり」のあるまち ⇒(1)
 (2) コミュニティが進化・活性化し、幸福度が高いまち ⇒(1)
 (3) 焼津の自然や文化を愛し(Love焼津)、平和を尊び、誇れるまち ⇒(2)(3)
 (4) 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち ⇒(2)
 (5) 安心して暮らし続けることができるまち ⇒(3)
 (6) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち ⇒(4)
 (7) 市民等・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち ⇒(1)
 (8) 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち ⇒(2)
 (9) 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち ⇒(3)

(LOVE焼津)

・理念として共有したいが、どのように表現したらいいの? 条例に「Love焼津」とは書きにくい。

- ・「基本理念」の下に「～進め方」「～まちの姿」
- ・「まちづくり」とは、どういう事をさしているのか? 自治基本条例について学んでない、知識のない市民にはわからないと思う。
- ・まちづくりの定義は? 市民は定義づけされているが、まちづくりはない。ニュアンスとしてはわかるが…

「まちづくり」の定義が書けるか? 説明で書くとしても。

うんと単純に言えば、「まちづくり」は多様な意味で使われてしまった言葉なので、改めて定義するのは困難。だとすると、使わないか、割り切って使うかしかない。
 (否応なく思想が出るころ)

- ・PIでの意見を受けて、もう少し書き込んでも良いのでは?
- ・箇条書きによる表現方法が分かり易い。

- ・(1)~(5)の順番はどうか? 重要と思うものほど前にした方がよいのでは?
- ・「焼津を愛せる」→Love焼津でなぜ書きにくいのか?
- ・1.5歩案の(3),(4)を入れる。市民は文化を共有し、文化を発信させる
- ・「焼津の文化を愛し」という言葉を入れる。
- ・歴史や文化の伝統を尊重し、次世代に継承していくという意味の内容を(2)or(5)の中に入れ込むか、(6)として追加したい。
- ・「第三の被爆したまち」という表現はどうか。市民以外の人に伝わるか。前文で、市の歴史(被爆した事実)にふれておく必要もあるのでは。
- ・ゴミ問題等環境について必要に思う。

(3)第三の被爆したまち
 →言葉は適切か? 風化させない。解説等で

(焼津市のまちづくりの進め方)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
- (1) まちづくりの主体は市民であり、まちづくりに関する意思決定にあたっては、市民同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
- (2) 市役所は、自らが市民にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を市民が解決していく力が高まるように市民のまちづくりの活動を支援するとともに協働して取り組みます。

・「まちづくり」・・・置き換えは説明が長くなる。定義づけする方がいいと思う。
 ・この条例では、「まちづくりとは、次のような意味で使用している。
 「地域において、市民(事業者)、議会、市が当事者として、地域社会の課題、市民の暮らしの課題を解決し、まちの魅力と活力を高める持続的な活動」

(焼津市が目指すまちの姿)

- 1 市民、議会、市役所は、以下の理想を目指して連携・協力し、みんなで「焼津を愛せる」まちづくりを進めていきます。
- (1) 市民がつながり、連携して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしいまちづくりを行います。
- (2) 自然や環境との共生を図り、地域の歴史や文化を大切にし、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するようにまちづくりを行います。
- (3) 爆実験により被曝した漁船第五福丸の母港をもつまちとして、平和を尊び、市民が学習し、平和を世界に発信するまちづくりを行います。
- (4) 他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるようにまちづくりを行います。
- (5) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまちづくりを行います。

・順番は、とりあえずそのままでもいいと思うが、他の案があれば提案いただきたい。
 ・「LOVE焼津」・・・人により受け取り方も違う。全ての年代の人が同じように理解できるか。最終的な条例案には盛り込めないだろう。→解説書などで使用することとする。
 ・「平和」について・・・広報やいつでも「焼津市は、広島・長崎に続く第三の核による被災都市として…」という表現を用いているが、市民会議の意見を踏まえて、上記のような表現に置き換えた。

(LOVE焼津)

・上記のとおり、パンフレット、副読本などで使用する。

第2 市民

(市民の定義)

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- (1) 市内に住所を有する人（住民）
- (2) 市内に居住する人
- (3) 市内で事業を営む個人・法人・その他の団体（事業者）
- (4) 市内で活動する個人・法人・その他の団体
- (5) 市内に通学する人
- (6) 市内に通勤する人

(市民が尊重されること)

- 1 市民は、性別、年齢、職業、社会との関わり、経済状況などに関わらず、全ての人々が平等に扱われ、人として自らが正しいと思いつく行動がお互いに尊重されます。
- 2 **住民**は、まちづくりの当事者として参加する権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりの担い手として参加する機会を持ちます。

・“human rights” のようなものを書いていきたいが、どのように表現するか。
・もし、「市民」と「市民等」の権利性・責務性の範囲が違えば、ここ（尊重・守る）で書き分けることができるのではないか。

(市民が守ること)

- 1 市民は、お互いに認め合い、思いやりの心を大切にします。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 **住民**は、次世代への責任に基づき、まちづくりの当事者として、自らの生活や地域社会のあり方を考え行動します。
- 4 市民は、まちづくりの担い手としての意識を持ち、住みよいまちの実現に努めます。

・「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます」などの規定について
⇒言いつばなし・わがままな人がいるということ、受け入れて自治を進めていくと考えることも必要だし、責任までは規定できない（しても形骸化）と考え、除外した。
一方で、市民レベルが高ければ必要ないが、実際には言いつばなし・わがままな人が多いと自治会等の活動で感じているので、必要ではないかという意見もある。言い方は別として、何か意識づけする方法がほしい。

・市民と市民等に区別した定義の方がわかりやすい。

・「市民」の区別は必要か？「第5市政運営」との関連から（財政運営）、②市内に居住する人→固定資産税 or 賃料を通して間接的に納税 ⑤市内に通学する人・⑥…通勤する人→事業者を通して間接的に納税。第「1 基本的な考え方」との関連から。

・2について…「住民」～なぜ市民でないのか

・(2)に、外国人を含むと書いて下さい。日本人も外国人も同じ立場でもの事を考えたりしたい、取り組んだりしたいと思います。外国人と日本人のトラブルに心をいためています。

・「人として自らが正しいと思いつく行動」は無くてもいい。すべての人に理解されるか

・1について…「障害の有無」を入れて欲しいのですが？～サイレントマイノリティ・障害者に「はげみ」をあげたい

・「権利性」において、住民と市民を区別する方向になったのですが、権利として“参加する権利”と“情報入手する権利”

・「次世代への責任に基づき」は、イメージがわからない

第2 市民

(市民の定義)

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- (1) 市内に住所を有する人（住民）
- (2) 市内に居住する人
- (3) 市内で事業を営む個人・法人・その他の団体（事業者）
- (4) 市内で活動する個人・法人・その他の団体
- (5) 市内に通学する人
- (6) 市内に通勤する人

・住民とその他では、最後の責任の重みが違うし、それに伴って「権利性（権利か機会か）」が違ふとの結論になり区分したが、(2)を住民に近いものとするか、住民とは違ふと考えるか、皆さんで結論を出してください。
住民＝納税者との考えで整理したわけではないので、納税の視点はそれほど重視しなくていいのではないかと考えます。
・上記には外国人を含むものであるが、あえてそれを書く必要はないのではないかと考える。かえって区別している印象をあたえるのでは？必要なら解説に書く。

(市民が尊重されること)

- 1 **市民**は、性別、年齢、職業、社会との関わり、経済状況、**障害の有無**などに関わらず、全ての人々が平等に扱われ、人として自らが正しいと思いつく行動がお互いに尊重されます。
- 2 **住民**は、まちづくりの当事者として参加し**情報を取得**する権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりの担い手として参加し**情報を取得**する機会を持ちます。

・「人として～」・・・自分勝手な行動まで含めて尊重されるという意味でなく、「正しい（と思う）行動」こそが尊重されることを明確にしたかったので、そのままとします。

(市民が守ること)

- 1 **市民**は、お互いに認め合い、思いやりの心を大切にします。
- 2 **市民**は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 **住民**は、次世代への責任に基づき、まちづくりの当事者として、自らの生活や地域社会のあり方を考え行動します。
- 4 **市民**は、まちづくりの担い手としての意識を持ち、住みよいまちの実現に努めます。

「次世代への責任」・・・住民は最後の最後には責任を負うことになると思ったとき、それは「次の世代に、健全で住みよい焼津市を引き継いでいく」ことであると考え、それを「次世代への責任」と表現した。

(事業者)

- 1 事業者は、市民、議会、行政とともに、お互いに支え合い、焼津市のまちづくりを盛り上げます。
- 2 事業者は、事業活動の思いや状況などについて広く情報発信し、地域の産業や事業活動について、市民に知ってもらうように努めます。
- 3 事業者は、焼津市の一員としての誇りを持ち、その事業活動の全ての過程（調達・生産・活動等）で、法令遵守のみならず、自然環境や資源の保全、労働環境や人権の配慮等に誠実・適正に取り組みます。
- 4 市民、議会、行政は、地域社会において経済活動がその1つの基盤であることを理解し、事業者の活動の理解に努め、積極的に地域の事業活動を支援します。

・長らく疲弊している地域経済の中で、儲かっている会社も含めて地域貢献を先に求めるのは酷。儲けてまちを活性化し、納税をすることが一義的な役割と整理した方がよいか？

・(3/3案の)1の趣旨は、事業者が地域に貢献しろとかということではなく、事業のプロセス（調達・生産・販売等）の中で、社会的責任を果たすように、法令遵守、自然環境や資源の保全、労働者の環境や人権等に誠実・適正に取り組むことを期待したもの。利益を還元するとか、メセナのようなもの指しているわけではない。

・(3/3案の)2は、市民及び市が市内の産業・事業者に寄与するために、職業教育・訓練などを通じて、事業者に市内からきちんと労働力を提供するとか、市内事業者の製品等を市民が積極的に購入する等を想定している。

・(3/3案の)1と2を入れ替えた方がいいか。

・水産加工業が移転をする場合、煙害、汚水、臭いに対する理解と支援が必須。住民の理解を得ることは、ほぼ不可能に近いので、行政の支援が必要となる。このような背景が含まれていれば十分だと思います。

・相模女子大はどこ？市外の人であっても、焼津のまちづくりに協力するものに参加の機会を与えることができる。

(事業者)

- 1 事業者は、市民、議会、市役所とともに、お互いに支え合い、焼津市のまちづくりを盛り上げます。
- 2 事業者は、事業活動の思いや状況などについて広く情報発信し、地域の産業や事業活動について、市民に知ってもらうように努めます。
- 3 事業者は、焼津市の一員としての誇りを持ち、その事業活動の全ての過程（調達・生産・活動等）で、法令遵守のみならず、自然環境や資源の保全、労働環境や人権の配慮等に誠実・適正に取り組みます。
- 4 市民、議会は、地域社会において経済活動がその1つの基盤であることを理解し、事業者の活動の理解に努め、積極的に地域の事業活動を支援します。

5 市役所は、事業者が上記の情報を提供するための支援及び市民がその情報を取得するための支援を行います。

(サポーター)

- 1 焼津市以外に住んでいる焼津市出身者や、焼津市にゆかりのある人、焼津市のまちづくりを応援してくれる人、団体、法人は、「焼津市まちづくりサポーター」として、まちづくりに参加し情報を取得する機会を持ちます。

第3 議会

(議会の役割)

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、行政の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、報告会を開催するなど、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認(傍聴など)しやすい環境をつくるとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営に努めます。
- 7 議会は、常に議会の改革に努めます。

・ここでの「市民」を住民に限定するか?
・現状では、議会基本条例については考慮しない。

(議員の役割)

- 1 議員は、市民、行政とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の生活や活動がしやくなるように考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

・「議員は、全ての市民の代表者として自らの責務を認識し、公正かつ誠実に市民に信頼されるよう活動します。」などの規定について
⇒議員に配慮しすぎる必要はないが、現在・過去・未来の議員に敬意を払う必要はあり、素案に盛り込むにしても、表現を工夫する必要がある。
仕組みとして必要なものは、議会の項目に盛り込むようにし、ここでは議員が何をすべきかという考えで整理した。

・「議会の責務」と「議員の責務」とは違う

議会という機関(組織)としてシステムをつくり、行うことと、議員一人ひとりに求めることの仕分けに留意を。システム・仕組みを変えることが重要かと。

第3 議会

(議会の役割)

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、市役所の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、報告会を開催するなど、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認(傍聴など)しやすい環境をつくるとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営を行います。
- 7 議会は、常に議会の改革を行います。

(議員の役割)

- 1 議員は、市民、市役所とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の生活や活動がしやくなるように考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

第4 行政

(市長)

- 1 市長は、行政の代表者として住民の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。
- 2 市長は、市政に関する基本方針を広く市民に明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。
- 3 市長は、市民との対話を重視し、市政運営を行うことを基本とします。
- 4 市長は、職員が市民のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。

(行政の組織)

- 1 行政は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 行政は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 行政は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

・焼津市は過去、昭和の大合併後の財政運営において、財政再建団体（現在では夕張市のみ）になった経緯を持つが、その再建を目指す時期が、幸い日本の高度成長期であったこともあり、再建を果たすことができた。この教訓もあり、かつては全国でも有数の少数の組織であった。

・これらは、今でも、財政運営、定数管理等において、引き継いでおり、少数でも成果を出す組織づくりを市役所の基本的な考え方（組織文化といってもいい）として持っているところがある。

・「少ない人数」で行うことが、必ずしも市民にとって良いことではないとの考えもあるが、最終的には、同じ成果を上げるにはより少ない経費（職員数）で行うことを目指す趣旨として規定した。

・市民の立場では、「無駄なコストを発生させない」ようなものを求められているが、組織のあり方で、その結果説明を行うことは難しいと考えるため、規定しなかった。

第4 行政

(市長)

- 1 市長は、焼津市の代表者として住民の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。
- 2 市長は、市政に関する基本方針を広く市民に明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。
- 3 市長は、市民との対話を重視し、市政運営を行うことを基本とします。
- 4 市長は、職員が市民のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。

(市役所の組織)

- 1 市役所は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 市役所は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 市役所は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

(行政の職員)

- 1 職員は、行政サービスの執行についての市民からの受託者として責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 行政は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

- ・ 1では、行政のプロとしてしっかりと責任を果たすこと、及びそのときに大切な視点として、市民の立場をしっかりと考えることを求めている。
「行政のプロ」をどう表現するか？
- ・ 2では、市民ときちんと対話し、説明できる能力を求めている。
- ・ 3では、地域の課題解決に取り組み、市民にとっての成果を高めるように仕事を行っていくための政策立案、実行能力を求めている。
- ・ 4では、1～3を実現するために、市が、職員能力向上のための研修と実践の場を適切に用意することを規定した。

(市役所の職員)

- 1 職員は、行政サービスの執行についての市民からの受託者として、責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 市役所は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

第5 市政運営

(情報)

- 1 行政は、民主的で開かれた行政運営を行うため、行政運営に関する情報は市民のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、市民に公開することを原則とします。
- 2 行政は、行政が決定した結果を情報公開だけでなく、その過程も公開するようにします。
- 3 行政は、市民が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 4 行政は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないよう取り組みます。
- 5 市民は、行政の説明会などに参加するほか、広報誌や広報物のほかインターネットなどさまざまな方法を通じて情報を共有し、積極的に自分の意見を伝えます。
- 6 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。
- 7 市民、議会及び行政は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。

現行の「情報公開条例」を確認しておく。

「焼津市情報公開条例」

(目的)

第1条 この条例は、市民の市政について知る権利を尊重して、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに市の保有する公文書の公開等に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

→これをできれば分かりやすく、さらにできれば未来的に書きたい

(公開請求権)

第5条 次に掲げるものは、～(略)～公開を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他の団体

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に存する学校に在学する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの

⇒市民会議で検討している最広義の市民を請求権者としているので、ここでも「市民」を主体、対象として設定した。

・市政運営の項目の順番で、情報が一番最初でよいのか

現在規定している、「情報」、「総合計画」、「行政評価」、「財政運営」、「公共施設」「他市との連携」では、「情報の管理、提供、共有」がまずその基盤となるので、この順番のままとします。

第5 市政運営

(情報)

- 1 **市役所**は、民主的で開かれた行政運営を行うため、行政運営に関する情報は**市民**のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、**市民**に公開することを原則とします。
- 2 **市役所**は、**市役所**が決定した結果を情報公開だけでなく、その過程も公開するようにします。
- 3 **市役所**は、**市民**が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 4 **市役所**は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないよう取り組みます。
- 5 **市民**は、**市役所**の説明会などに参加するほか、広報誌や広報物のほかインターネットなどさまざまな方法を通じて情報を共有し、積極的に自分の意見を伝えます。
- 6 **市民**は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。
- 7 **市民**、議会及び**市役所**は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。

(総合計画)

- 1 行政は、焼津市のあるべき姿を示し、その実現に向けて、必要な事業を設定して資源を割り当て、総合的、計画的な市政運営を行うため、行政の最も上位の計画として総合計画をつくります。
- 2 総合計画の策定は、市民の参加のもとに行い、市民と行政の役割分担について合意し、明記します。
- 3 行政は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。
- 4 市民は、総合計画に定められた、市民の役割に沿って、まちづくりに取り組みます。
- 5 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。
- 6 行政は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を見直します。

(行政評価)

- 1 行政は、効率的で効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による、計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく行政経営を行います。
- 2 行政評価は、焼津市の全ての施策（施策評価）と事務・事業（事務事業評価）について行います。
- 3 行政評価は、市民にとっての、わかりやすい成果指標を定め、その達成度などについて評価するものとし、その評価表を作成します。
- 4 行政は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表し、これに対する市民の意見を踏まえ、市の事務・事業を進めます。
- 5 行政は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに市の組織の編成等に行政評価を反映、活用します。

(下記理由により外部評価は入れない)

⇒ (事務局)「外部評価」のイメージを共有したうえで検討したい。
 評価は、本来、「外部に格付けされる」ようなものでなく、「自ら、より高い成果を実現するための指標を設定して、評価し、その結果を把握、分析し、活用すること」が重要だと考える。自分たちに必要な改善体制を整えることが、評価の本質であると思う。
 その意味でも、いわゆる「事業仕分け」のようなものをイメージしているのであれば、現在の焼津市の行政評価の考えやしくみとは違う。
 また、膨大な量（施策で 32、事務事業で 1200）を外部評価で行うには、1 サイクルで 10 年位に分割する必要もあるだろうし、評価者の質や量をどのように確保するかも現実的な課題である。
 外部評価を位置付けるためには、様々な課題をクリアする必要があり、評価システムの抜本的な見直しも視野に入れざるを得ないとなれば、現実的ではないと考える。もう少し現状の取組みを続けた後、必要なら、条例の見直しで、外部評価を位置付けることとしたい。

・総合計画は、行政がつくるのか？

元々、地方自治体が策定するもの（地方自治法の規定：削除済み）であった。市民と一緒に創るものではあるが、その手続きや管理のことを踏まえると、現在書いているような位置付になるのではないかと。

3つの楕円の関係について：趣旨は非常に重要で必ず書き込みたい内容ですが、表現を練らないと実効性に不安ありとします

・行政評価 詳しすぎないか。もっとやさしく。

・事業に専門性が高いため、市民目線での評価はやはり難しい。数値化した物のみで見えちゃうため、必要な事業を削りかねない。→市民の評価参入は難しい？今後十分な検討が必要

・PDCAサイクルを外部の目で監視するシステムが必要と考える。（事業仕分けが必要だとは思わない。）条文中の“市民に公開し、市民の意見をふまへ…”という表現よりも、より市民の目線を意識した表現が必要だと思います。外部評価という表現は必要ないと考えます。

「本来」「本質」は言い過ぎ感あり。担当者としての考え・思いなのでは？建設的議論につながりにくくなるネガティブ表現に注意を。

(総合計画)

- 1 **市役所**は、焼津市のあるべき姿を示し、その実現に向けて、必要な事業を設定して資源を割り当て、総合的、計画的な行政運営を行うため、**市役所**の最も上位の計画として総合計画をつくります。
- 2 総合計画の策定は、**市民**の参加のもとに行い、**市民**と**市役所**の役割分担について合意し、明記します。
- 3 **市役所**は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。
- 4 **市民**は、総合計画に定められた、**市民**の役割に沿って、**まちづくり**に取り組みます。
- 5 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。
- 6 **市役所**は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を見直します。

(行政評価)

- 1 **市役所**は、効率的で効果的にまちづくりの課題解決を図り、**市民**にとっての成果を高めるために、行政評価による、計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく行政経営を行います。
- 2 行政評価は、**市役所**の全ての施策（施策評価）と事務・事業（事務事業評価）について行います。
- 3 行政評価は、**市民**にとっての、わかりやすい成果指標を定め、その達成度などについて評価するものとし、その評価表を作成します。
- 4 **市役所**は、行政評価の結果を**市民**にわかりやすく公表し、これに対する**市民**の意見を踏まえ、**市役所**の事務・事業を進めます。
- 5 **市役所**は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに**市役所**の組織の編成等に行政評価を反映、活用します。

・総合計画の報告会や市民会議（グループワーク形式）では、施策の評価表を使って説明している。HPで公開等をしっぱなしで、説明を果たしているとは考えてないが、前回資料に記載のとおり、それ以上の具体的なイメージは持てない。ご提案をお願いします。

いろいろあるかもしれませんが、先日申し上げたように、まずは内部評価の議論の様子を公開することからではないでしょうか？

(財政運営)

- 1 行政は、**住民及び事業者等**からの税金などの財源を無駄にしないように活用することを徹底します。
- 2 行政は、焼津市の財政状況を総合的に把握するとともに、財政についての目標値を定めて計画をつくり、健全な財政運営を行います。
- 3 行政は、焼津市の財政運営の状況をとりまとめ、その情報を市民にわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画や行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけて、財源を適切に配分するような方法で予算をつくります。
- 5 議会、議員は、焼津市全体という大きな視点から予算を審査し、**住民及び事業者等**からの税金が適切に使われているかを確認し、決定します。
- 6 **住民及び事業者等**は、自分達が納めた税金の使われ方に関心を持ち、行政から提供される情報等（第3項）を読み、必要に応じて意見を伝えます。

(公共施設)

- 1 行政は、市民の学習ほか様々な公共的な活動に供するために公共施設を用意し、かつ、市民が安心して使えるよう施設の維持管理を行います。
- 2 市民は、公共施設を有効に活用し、まちづくりに活かします。
- 3 公共施設は、まちづくりに必要な適切なものを配置するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

・公共施設の基本として、高齢者や障害者が活躍できる環境を整える（バリアフリー）ことを求める意見もあるが、それは、基本理念の中で実現するようにしたい。
 ・3に規定した部分は、これからの社会の現実をとらえると、そうならざるを得ないため、あらかじめ市民、議会、市が共有する必要があると考えて規定したが、そこまでは不要との意見もある。
 ・この項目が必要か再検討の余地があるとの意見もある。

(他の自治体等との連携)

- 1 行政は、広域的な課題の解決を図るため、または、お互いのまちの自治力を高めるため、他の自治体と連携及び協力をします。そのために交流をすすめます。

・上記の内容であれば「しくみ」ではなく「市政運営」の項目で規定すべきだと考える。
 ・単に効率のみを追求した連携、コスト比較だけでの連携でなく、質の確保を前提に考えている。そのうえで、広域で取り組まなければ解決しない課題、広域で取り組んだ方が成果が高まる課題、広域で取り組むことでそれぞれの地域の自治力が高まるものなどについて、広域連携していくことを規定している。

・1, 5, 6について…納税者は住民のみ？ 市民の定義②市内に居住する人や③いるし固定資産税 or 賃料を通して間接的に納税。定義⑤通学する人⑥通勤する人→事業者を通じて間接的に納税

当然、固定資産税等住民以外の納税者がいることは承知しているが、うまく表現できなかったのが、「住民及び事業者等」と表現した。納税者とも表現しにくい。(減免、免税ほか、間接的に負担している人) みなさんでいい案を検討してください。

ここだけあまり心がこもっていないというか、イメージが弱い印象。なぜだろう？

なぜでしょう？ みなさんで心こめて下さい。

(財政運営)

- 1 **市役所**は、**住民及び事業者等**からの税金などの財源を無駄にしないように活用することを徹底します。
- 2 **市役所**は、**市役所**の財政状況を総合的に把握するとともに、財政についての目標値を定めて計画をつくり、健全な財政運営を行います。
- 3 **市役所**は、**市役所**の財政運営の状況をとりまとめ、その情報を**市民**にわかりやすく公表します。
- 4 **市役所**は、総合計画や行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけて、財源を適切に配分するような方法で予算をつくります。
- 5 議会、議員は、焼津市全体という大きな視点から予算を審査し、**住民及び事業者等**からの税金が適切に使われているかを確認し、決定します。
- 6 **住民及び事業者等**は、自分達が納めた税金の使われ方に関心を持ち、**市役所**から提供される情報等（第3項）を読み、必要に応じて意見を伝えます。

(公共施設)

- 1 **市役所**は、**市民**の学習ほか様々な公共的な活動に供するために公共施設を用意し、かつ、**市民**が安心して使えるよう施設の維持管理を行います。
- 2 **市民**は、公共施設を有効に活用し、まちづくりに活かします。
- 3 公共施設は、**まちづくり**に必要な適切なものを配置するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

(他の自治体等との連携)

- 1 **市役所**は、広域的な課題の解決を図るため、または、お互いのまちの自治力を高めるため、他の自治体と連携及び協力をします。そのために交流をすすめます。

将来のことも含め、他の自治体との連携について、できるだけ具体的に、どのような連携を大事にすべきなのか、(今、今後)必要なのか、ということ列挙できるかどうかということだと思います。もう一つは主語の問題。市民は？議会は？オール焼津は？相手のあることですが、焼津市としてどうしたいか？(今井)

第6 自治のしくみ

(焼津市の自治の基本的考え方)

- 1 焼津市の自治は、市民、自治会等の地縁で結び付くコミュニティ、NPO等の目的で結び付くコミュニティ、事業者などと議会、行政が、それぞれの役割分担をしながら、公共的な領域を担い、より良い暮らしや地域をつくることを基本とします。

・「地域コミュニティ」の定義のようなものが必要ではないか？
 ・具体的な取り組みになるような（旧大井川町のように）、しくみ（組織）等を記述できるのがベターだと思うが・・・。
 ・既存の自治会との関係がわかりにくい。（自治会を想定している？別物？）

(地縁によるコミュニティ)

- 1 **住民**は、(前項を实践するため)地縁によるコミュニティ(地域コミュニティ)を組織することができる。
- 2 **住民**は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行います。
- 3 地域コミュニティは、地域の課題解決に向けて自発的に活動します。
- 4 地域コミュニティは、中学校区又は小学校区の範囲で組織することを基本とします。
- 5 地域コミュニティは、**住民**一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。
- 6 地域コミュニティは、**住民**の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。
- 7 地域コミュニティは、NPO、事業者、学校等の様々な団体や行政と連携して活動します。
- 8 行政は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。

(目的によるコミュニティ)

- 1 地域社会の様々な課題を解決し、または政策提言を行うことを目的に組織されたNPO法人等(NPO)は、地域社会を構成する一員として、地域コミュニティや事業者、行政等と連携して活動します。

(市民会議)

- 1 行政又は議会は、市民、地域コミュニティ、NPO等、議会、行政が連携して自治を進めるための調整や大きな課題等について話し合い、また、情報を共有するために、市民、議会、行政が参加する市民会議を開催します。
- 2 行政は、特別の事情が無い限り、市民会議を年1回以上開催します。

・「コミュニティ」という言葉はなじみがない。
 学校区単位だと自治会とどうちがうか。同じなのか、別なのか、何をさしているか、あいまいでわからない。

・住民のみ→市民の定義における「②市内に居住する人の扱いは？」

市民の項目参照

・地域コミュニティは、自治会、町内会、組と複層的なので、組織の範囲を中学校区、小学校区単位に規定してしまうのはどうか。
 ・4「中学校区又は小学校区」の表現が変更できないか。(例)「～という目的で組織されるコミュニティ」という言い方

人口減少(焼津市の人口も2035年には124,000人、2060年には100,000人と推計、厳しい推計では、2075年に70,000人に半減)の中で、今の自治会の単位では、地域防災や地域福祉の機能が維持できないのではと考えた。また、元々学校は重要なコミュニティの1つであり、それを単位とした地域コミュニティというものを考えてもいいのではということである。

・時代にあわせて(あうように)、改良改善していくといった規定

・規定のイメージがわからないので、みなさんで考えてください。

新城市ばりに、9月頃に予定のイベントを、このコンセプトでやるのは如何？

第6 自治のしくみ

(焼津市の自治の基本的考え方)

- 1 焼津市の自治は、**市民**、自治会等の地縁で結び付くコミュニティ、NPO等の目的で結び付くコミュニティ、事業者などと議会、**市役所**が、それぞれの役割分担をしながら、公共的な領域を担い、より良い暮らしや地域をつくることを基本とします。

・「コミュニティ」は「共同体」の意で使用している。地縁であったり、様々な目的で結び付いている人の集まりと考えている。
 ・「地縁によるコミュニティ(地域コミュニティ)は、それが自治会の集合体であるかもしれないし、今の自治会を再編してイコールになるかもしれないが、既存の自治会のことを言っているものではない。

(地縁によるコミュニティ)

- 1 **住民**は、(前項を实践するため)地縁によるコミュニティ(地域コミュニティ)を組織することができる。
- 2 **住民**は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、**まちづくり**を行います。
- 3 地域コミュニティは、地域の課題解決に向けて自発的に活動します。
- 4 地域コミュニティは、中学校区又は小学校区の範囲で組織することを基本とします。
- 5 地域コミュニティは、**住民**一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。
- 6 地域コミュニティは、**住民**の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。
- 7 地域コミュニティは、NPO、事業者、学校等の様々な団体や**市役所**と連携して活動します。
- 8 **市役所**は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。

(目的によるコミュニティ)

- 1 地域社会の様々な課題を解決し、または政策提言を行うことを目的に組織されたNPO法人等(NPO)は、地域社会を構成する一員として、地域コミュニティや事業者、**市役所**等と連携して活動します。

(市民会議)

- 1 **市役所**又は議会は、**市民**、地域コミュニティ、NPO等、議会、**市役所**が連携して自治を進めるための調整や大きな課題等について話し合い、また、情報を共有するために、**市民**、議会、**市役所**が参加する市民会議を開催します。
- 2 **市役所**は、特別の事情が無い限り、市民会議を年1回以上開催します。

(市民参加)

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市民は、地域の課題解決のための先駆的、実験的、社会的なサービス等の提案をし、自らの参加の場を作り出します。
- 3 行政は、市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設けるとともに、市民へ参加を働きかけます。
- 4 行政は、参加の働きかけにあたっては、サイレント・マジョリティ（「物言わぬ多数派」、「静かな多数派」）などの市民の「声なき声」に配慮した手法をとるよう配慮するものとします。

- ・「参加」か「参画」か？
- ・参加をどう考えるか。

- ⑧Citizen Control：住民によるコントロール
(市民が自治権を有する) Degrees of Citizen Power
- ⑦Delegated Power：委任されたパワー
(市民に権限が委ねられる) (市民による統制の段階)
- ⑥Partnership：パートナーシップ
(住民と行政の協働)
- ⑤Placation：懐柔（行政主導の参加で
住民の意思決定のある参加) Degrees of Tokenism
- ④Consultation：意見聴取（与えられた役割を
認識したうえで参加：相談受付) (形式参加の段階)
- ③Informing：お知らせ（形式的な住民参加：
行政の情報開示)
- ②Therapy：セラピー（お飾り住民参加：
形式的な委員会等設置) Nonparticipation
- ①・Manipulation：あやつり(趣旨や役割の不明確な参加：
一方的情報解説) (非参加)

【住民参加のはしご（シェリー・アーンスタイン 1969）】

・「サイレント・マジョリティ」の文言について
市民のなじみのないことば

聞けばしっかりした意見を言えて、機会があればみんなのために行動できる人が実はたくさんいて、そういう人達に自治に関わる入口を工夫してつくる必要があるということなのでは？その方法の一例が無作為抽出方式の市民会議(古くはアンケート)。PIと称して行っている活動も同根の部分あり。

(市民参加)

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市民は、地域の課題解決のための先駆的、実験的、社会的なサービス等の提案をし、自らの参加の場を作り出します。
- 3 市役所は、市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設けるとともに、市民へ参加を働きかけます。
- 4 市役所は、参加の働きかけにあたっては、~~様々な理由により、自分からは市に意見を伝えることはしない多くの物言わぬ多数派市民の「声なき声」を抽出できるような手法をとるよう配慮します。~~

趣旨はとても重要なので、あとはできるだけシンプルに、分かりやすく表現を、と思います。最もシンプルに解決策を言えば、困みの「物言わぬ多数派市民の『声なき声』」を、「市民の声」にするのが早いと思います。加えて、その前の「伝えることはしない」は、「伝える機会がない」くらいで。

ただし、「サイレントマジョリティ（物言わぬ多数派）」という言葉については、実際の使われ方（ニクソン大統領、ベトナム参戦の演説,1969）をみても、政治的意図（「言わないけど、きっとみんな私の考えに賛成」）が含まれる場合もあるので、この項目で言わんとすることのコンセプトには合わないという認識です。

(協働)

1 市民の組織（NPO、事業者、地域コミュニティ等）と行政は、地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。

・「市民の組織」について
⇒協働は組織と組織の概念であるため、そのように表記した。
ただし、この条例では市民に企業も含めているが、「市民の組織」とした場合に、企業が含まれているように捉えにくい。もっと適切な表現が無いか検討を要する。

2 市民の組織と行政が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。

- (1) 対等の原則 協働において、市民の組織と行政は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。
- (2) 自主性・自立性の原則 市民の組織と行政は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。
- (3) 目的共有の原則 市民の組織と行政は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。
- (4) 公開の原則 市民の組織と行政は、お互いに説明責任を果たすとともに、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参加できることを明らかにします。
- (5) 時限性の原則 市民の組織と行政は、なれ合いにならないように、目的達成のためにのみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。

3 市民の組織と行政は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、それぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。

4 市民の組織と行政は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。

・「市民の組織」について
⇒協働は組織と組織の概念であるため、そのように表記した。
ただし、この条例では市民に企業も含めているが、「市民の組織」とした場合に、企業が含まれているように捉えにくい。もっと適切な表現が無いか検討を要する。

・市民の組織（個別）と行政（全体）
→書き方のレベルが違う

・2「原則」によりハードルが高くなり、協働が進まなくなるか？
・あまり細かくしないほうがいいのでは。もっと協働とは気軽なものでいいのでは？

・(4)誰でも広く…？

・協働のルール
→個別に詳細をつくる

・協働を活性化するための基盤として“場(ラウンドテーブル)”についてのコメントはいかがでしょう？

・自治を担うと考えられる組織・キーでありコアである情報

・市民の組織が協働する時、お互いの情報を共有しやすくするための工夫が必要ではないか

3の「協働のルールを創る」を受けて取り組むことを想定している。具体的には「協働条例」。

・協働を理解しないで、協働を進めてきた結果が現在であると考えている。
市民も市役所も、きちんと学習し、成果を出すような取り組みにしていくためには、原則等の事項は最低限理解する必要がある。
ただし、この条例に書くか、他の条例に書くかは、みなさんで決めてください。
この条例に書かないのであれば、第1項の表現も修正する。

(協働)

1 市民の組織（NPO、事業者、地域コミュニティ等）と市役所は、次に書いた協働の原則に則り、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。

・ご指摘のとおり、本来、協働はセクターとセクターの概念であり、行政全体（市民セクター）とNPOや様々な団体を横断的にまとめた市民セクターとの関係性である。しかし、市民セクターをすぐに横断的にまとめるのは困難であり、とりあえずは上記の表現とした。

2 市民の組織と市役所が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。

- (1) 対等の原則 協働において、市民の組織と市役所は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。
- (2) 自主性・自立性の原則 市民の組織と市役所は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。
- (3) 目的共有の原則 市民の組織と市役所は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。
- (4) 公開の原則 市民の組織と市役所は、お互いに説明責任を果たすとともに、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参加できることを明らかにします。
- (5) 時限性の原則 市民の組織と市役所は、なれ合いにならないように、目的達成のためにのみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。

3 市民の組織と市役所は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、それぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。

4 市民の組織と市役所は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。

・いわゆる活動拠点の類は市が用意するものではないというのが一般的な認識である。
・既存の公共施設の活用も可能である。
・以上のことから、「物理的な場所」のことであれば、この条例では規定する必要がないと判断。
・ラウンドテーブルとしては、「市民会議」を規定した。

・何かご提案ください。

第7 地震・津波に対する安心の備え

(大地震等に対する基本的考え)

- 1 市民、議会、行政は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、大地震の発生などの緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

(大地震等への備え)

- 1 行政は、大地震の発生などに備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、できる限りの想定を盛り込んだ計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。
- 2 市民は、起こり得る大地震の発生などに日頃から関心を持ち、自ら備えるほか、大地震などに際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加することで、危機に強い地域づくりに努めます。

(大地震等の発生時の対応)

- 1 行政は、大地震の発生などの緊急時にも、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、市民の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 市民は、大地震などが発生したときは、まず、自分の身を自分で守る（自助）ことを念頭に行動し、次に隣近所でお互いに協力し助け合います（共助）。
- 3 議会は、大地震などが発生したときは、市民の生命や財産を守るための市の意思決定が直ちにできるように努めます。

(被災からの復興)

- 1 行政は、被災後、市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 市民は、被災後お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。
- 3 議会は、被災後に、市民及び行政が復興への取組みができるための、速やかな意思決定をします。

- ・危機は、地震・津波だけでは無いと思う。安心の備えの前に他に替える事ができないでしょうか。
- ・危機は自然災害のみに限定してよいのか？他に危機に相当する対象はないか？
- ・地震・津波→自然災害 では？
- ・地震・津波だけが災害ではない。大規模災害でいいのでは？
- ・「地震・津波」→「大規模災害」か「地震・津波等」原発？（第三の被爆したまち）、火災（人災）は？どう取り扱うの？
- ・大規模災害だけでなく台風による水害や感染症等起こる確率の高いものもあるので、直面しうる危機全体に対する意識付けの方が良い感じがしました。

- ・危機管理体制の確立
→自主防災組織への導入表現は？
→広域的連携との役割

すみません、意図がわかりません。

- ・2 ～日頃から地域の実情にあった訓練を行い～
- ・長期的視野、20年後、30年後のまちのあり方を視野に入れた政策をつくる。市長も任期が短く数十年後のまちづくりは考えられないのが普通。災害に強いまちをつくるためには、数十年後を考え、今何をするか考えることが必要だと考えます。

この条例全体を通じて、それを実現していくものだと考えます。

- ・地域連携による「対策・復興」の視点が欠けている

「連携して取り組む」と書くことはできるが、具体的なことであれば、もう少し議論をお願いします。

- ・3 議会の役割は、「大地震の備え」の項にうたった方が良いのでは

第7 地震・津波に対する安心の備え

(大地震等に対する基本的考え)

- 1 市民、議会、市役所は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、大地震の発生などの緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

・もともと、この条例の検討の背景の1つが東日本大震災。大地震・津波への対応こそが「地域の課題」。そのような大災害をどう乗り越えるかという視点で、この項目を検討してきた。

通常の災害・危機のことも書くことは可能だが、うまく書き分けないと「大災害」の視点が弱くなってしまふ。またボリュームも増え、「災害対策条例」の面が強くなってしまわないか。うまく書き分けてください。

・広域連携は、近隣でなく、遠隔地をイメージする必要がある。他市を助けることは書けるが、助けてもらうことは、事前調整なしに書きにくい。

(大地震等への備え)

- 1 市役所は、大地震の発生などに備えて、市役所の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、できる限りの想定を盛り込んだ計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。
- 2 市民は、起こり得る大地震の発生などに日頃から関心を持ち、自ら備えるほか、大地震などに際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加することで、危機に強い地域づくりに努めます。

(大地震等の発生時の対応)

- 1 市役所は、大地震の発生などの緊急時にも、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、市民の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 市民は、大地震などが発生したときは、まず、自分の身を自分で守る（自助）ことを念頭に行動し、次に隣近所でお互いに協力し助け合います（共助）。
- 3 議会は、大地震などが発生したときは、市民の生命や財産を守るための焼津市の意思決定が直ちにできるように努めます。

(被災からの復興)

- 1 市役所は、被災後、市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 市民は、被災後お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。
- 3 議会は、被災後に、市民及び市役所が復興への取組みができるための、速やかな意思決定をします。

ここでは、議会の意思決定のしかた＝スピードを規定したいとの考えであるので、事後の項目でいいと考える。

第8 条例を活かすためのしくみ

(条例の実効性の確保)

- 1 行政は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び行政の職員研修を実施します。
- 2 行政は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。
- 3 行政は、この条例の推進を図るため、「推進委員会」を設置します。

(条例の見直し)

- 1 行政は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時見直しを行うものとします。
- 2 行政は、この条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見をきかなければなりません。

・定期見直しの時期は、市長の任期である4年毎を規定し、市長の任期中に必ず1回は見直しを行うものと考えました。
 ・ただし、4年毎の定期的見直しは、市長の意思で見直しができることを想定しているという誤ったメッセージになるとの意見もある。
 ・見直しの方法については、この条例の中に記述するか、別に定めるかも含めて、具体的なものを検討する必要があると考えます

考え方としては議員任期の考慮も重要

(この条例の位置づけ)

- 1 市民、議会、行政は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。
- 2 行政は、行政のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します

・「自治体の憲法」という言う方をすることがあるが、体系的に頂点に立つというより、ベースにあるものと考えられる。
 ・「ピラミッド」の一番下というイメージではなく、建物基礎もしくは1階というイメージ。
 ・「基礎」というより「基盤」の方がわかりやすいか。

・行政が説明会を行うという従来のスタイルでいいか？
 ・(気になる)市民が自主的に行うしくみの位置付けがない点
 ・市民の参加を明記したい
 ・きれいにまとまっている内容であるため、「推進委員会」(条例を活かすための活動)ではより具体的に内容の濃いものになっていくのか？

・4年毎を3年毎にしては

全体のことなどに関する意見

・全体として、ハンディキャップを持った人に関する検討は明記する必要はないのか？
 ・わかりやすく、やわらかい言葉で条例を書いてほしい
 ・全体的に1項しかなくて、「1」と書く必要ありますか？(少し忘れましたが、就業規則を昔作った時、書かなかったみたいな気がしました。まちがっているかもしれませんが)

第8 条例を活かすためのしくみ

(条例の実効性の確保)

- 1 市役所は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び市役所の職員研修を実施します。
- 2 市役所は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。
- 3 市役所は、この条例の推進を図るため、「推進委員会」を設置します。

・何ができるか、やらなければならないか、みなさんで検討願います。

(条例の見直し)

- 1 市役所及び議会は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時見直しを行うものとします。
- 2 市役所及び議会は、この条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見をきかなければなりません。

・見直しは、強い根拠ではないが、前回資料のとおり。市長の任期中に、1度は条例見直し作業を行うという趣旨でいいのではないかと。3年の方が合理的な理由があれば、それでもいいと思います。

(この条例の位置づけ)

- 1 市民、議会、市役所は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。
- 2 市役所は、焼津市のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します

・「市民が尊重されること」に「障害の有無にかかわらず・・・」と入れた。
 ・できるだけ、そのように庁内調整にチャレンジします。超いいね！
 ・ご指摘のとおり、法政執務では1という項番号は付けませんが、わかりやすくするため、あえてそうしています。